

第47回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 福祉のまちづくり推進事業の経緯について 【資料1】

3 会長及び副会長の選出

4 議事

横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について 【資料2】

5 報告

(1) 福祉のまちづくり条例・規則改正について 【資料3】

(2) 小柴自然公園の整備について 【資料4】

(3) 横浜市バリアフリー基本構想について 【資料5】

(4) 令和2年度及び令和3年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について 【資料6】

6 その他

《配付資料》

資料1 横浜市福祉のまちづくり 事業開始から現在までの経緯

資料2 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について

資料3 横浜市福祉のまちづくり条例・規則改正について

資料3-1 関係団体説明資料

資料3-2 令和3年度第1回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会が出された主な意見

資料4 小柴自然公園の整備 ―誰もが楽しめる公園を目指して―

資料5 横浜市バリアフリー基本構想について

資料6 令和2年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

資料6-1 令和3年3月26日記者発表資料 「ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針 改定版）を策定しました！」

資料6-2 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等（令和3年度予算概要から抜粋）

資料6-3 令和3年9月21日記者発表資料 「エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンに参加します！」

参考資料1 横浜市福祉のまちづくり推進会議について

参考資料2 横浜市福祉のまちづくり条例

参考資料3 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

参考 ふくまちガイド

ふくまちガイド実践編

第13期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿
(令和3年7月15日～令和5年7月14日)

敬称略

区分	氏名	ふりがな	役職
学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授
関係団体	阿部 紀慶	あべ のりよし	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長
関係行政	飯野 正樹	いいの まさき	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長
関係団体	井汲 悦子	いくみ えつこ	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事
関係団体	池田 誠司	いけだ せいじ	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
関係団体	井上 良貞	いのうえ よしさだ	長(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	岡田 江里子	おかだ えりこ	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事
関係団体	小堤 健司	おづつみ けんじ	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事
関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	白石 幸男	しらいし ゆきお	横浜市脳性マヒ者協会 会長(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係行政	藤田 和久	ふじた かずひさ	神奈川県警察本部 交通総務課長
関係団体	山根 則子	やまね のりこ	横浜市オストミー協会 会長(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
事業者	赤羽 重樹	あかばね しげき	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
事業者	金子 修司	かねこ しゅうじ	横浜商工会議所
事業者	五島 雄一郎	ごとう ゆういちろう	東急電鉄株式会社 社経営戦略部 総括課 課長
事業者	下村 旭	しもむら あきら	一般社団法人 神奈川県建築士会
事業者	八木 佐知子	やぎ さちこ	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事
事業者	山本 秀裕	やまもと ひでゆき	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画部長
市長が必要と認めるもの	石川 貴一	いしかわ きいち	市民公募
市長が必要と認めるもの	鈴木 やよい	すずき やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事
市長が必要と認めるもの	田之畑 有美	たのはた ゆうみ	一般社団法人ラシク045(NPO法人びーのびーの)
市長が必要と認めるもの	和久井 真糸	わくい まいと	市民公募

横浜市福祉のまちづくり 事業開始から現在までの経緯

昭和49年 福祉の風土づくり運動スタート

推進母体として「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を設置

<基本理念>

「高齢者・子供・障害者等すべての市民が生活し、活動できる横浜市」の実現

昭和52年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 制定

平成5年 ゆめはま 2010 プラン長期ビジョン確定→福祉のまちづくり条例制定について明文化

平成9年 横浜市福祉のまちづくり条例 施行

<基本理念>

- (1) 基本的人権の保障とノーマライゼーション
- (2) 生活者主体の視点による福祉のまちづくり
- (3) 協働によるまちづくり

1 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」発行（平成11年～：以降、5回にわたり改定）

令和3年3月 「ふくまちガイド（「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）

（令和3年度～7年度）」及び「同 実践編」発行

<三つの構成要素>

【ビジョン（未来像）】、【ポリシー（理念）】、【アクション（行動）】

2 重点推進地区事業の展開（平成11～21年度）

3 条例の見直し（平成23年度以降：抜粋）

平成23年～「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」
の改正に向けた検討

◆小委員会：条例改正関係 … 条例の前文作成・検討、市民参画について

福祉のまちづくりの推進関係 … 表彰制度の導入検討、福祉教育の進め方について

◆専門委員会：福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化、用途の追加、
対象施設等のわかりにくさの解消、整備基準について

平成24年 改正「横浜市福祉のまちづくり条例」公布

【主な改正点】

- ・福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化
- ・福祉のまちづくり条例の理念を明文化し、対象者を暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人にも拡大
- ・市民参加の確保を規定
- ・2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成25年7月 改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布

【主な改正点】

- ・建築物全般の整備基準の見直し
- ・子育て世代に配慮した設備規定を追加
- ・共同住宅の整備基準の見直し
- ・2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成25年10月 改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（道路・公園）公布

【主な改正点】

- ・道路と公園の整備基準の整理、見直し
- ・表示板と適合証を新様式に変更

平成26年1月 「横浜市福祉のまちづくり条例」、「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」
施行

平成29年～ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を受け、
「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定
に向けて検討

平成30年12月 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定
（増補版発行）

【主な改正点】

- ・多機能トイレの利用者集中を解消するための考え方を追加
- ・ホテル又は旅館の客室について、バリアフリーに配慮した「一般客室」
やバリアフリー改修方法についてのコラムを追加

令和元年9月 バリアフリー法政令に規定する「ホテル等の車いす使用者用客室の設置基
準」改正を受けて整合性を図るため、改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行
規則」（建築物ほか）公布、施行

【主な改正点】

- ・ホテルまたは旅館に必要な車椅子使用者用客室数の引き上げ

令和2年4月 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」改定

令和2年12月～ 小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応への検討

令和3年4月、10月 バリアフリー法政令改正により、整合性を図るため、改正「横浜市
福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布、施行

第13期（令和3～5年）福祉のまちづくり推進会議で検討していただく主な課題

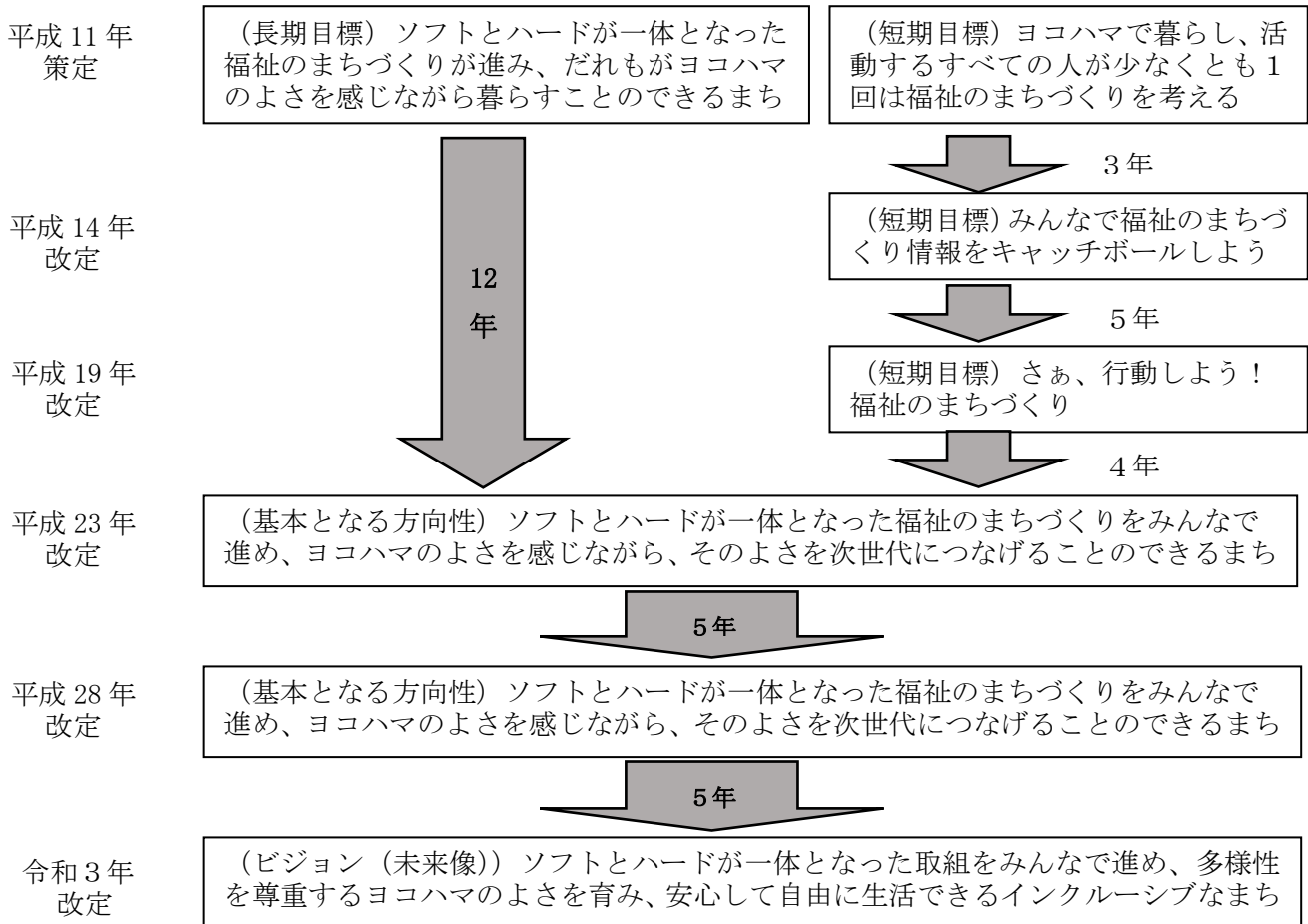
- ・小規模建築物や運用上の課題解決に向けた福祉のまちづくり条例の基準（建築物）及び
マニュアル等の改正
- ・「横浜市福祉のまちづくり推進指針」の周知、広報
- ・思いやりや譲り合いの気持ちを醸成するための福祉教育の充実 等

横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について

1 概要

令和3年3月に改定した「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）」（以下「推進指針」といいます。）の周知、浸透に向け、市民や事業者の皆さんの行動に繋がる取組について意見をお聞きし、今後の福祉のまちづくり推進事業に反映するため小委員会を設置します。

2 推進指針制定及び改定の経緯



3 根拠

小委員会の設置については、横浜市福祉のまちづくり条例第7条第3項及び横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第6条に定められています。

4 任期

横浜市福祉のまちづくり推進会議委員にあわせて設定します。(令和5年7月13日まで)

5 開催頻度

年1回程度（令和3年度は本会議で承認が得られた後、別途調整のうえ開催を決定します。令和4年度は上半期に実施を予定しています。）

【参考】推進指針について

今回改定した推進指針は皆様に親しんで頂けるよう「ふくまちガイド」という愛称をつけました。ふくまちガイドは主に① ビジョン（未来像）、② ポリシー（理念）、③ アクション（行動）の3つで構成されています。

① ビジョン（未来像）

「ヨコハマのよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にできる風土があることを明記しました。また、「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人を受け入れられ、参加できる」という考え方を反映しています。

② ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市、事業者、市民が自分ごととして考え、できることから一歩踏み出せるように4つのポリシーを打ち出しました。

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

ポリシー2 一緒に活動する

ポリシー3 まずはやってみる

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

③ アクション（行動）

基礎知識として、高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介し、読者が福祉のまちづくりへ一歩踏み出すきっかけとなるよう「アクション（行動）の具体例」を掲載しています。あわせて、市民・事業者・市（行政）の取組事例を紹介しています。

さらに、日常生活の中で困りごとを抱えやすい人の様々な場面や、ビジョンの実現に向けたアクションの具体例を紹介した「ふくまちガイド（実践編）」を作成しました。



ふくまちガイド



ふくまちガイド（実践編）

小委員会委員（案）

氏 名（敬称略）	役 職
石川 貴一	市民公募
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 （公益財団法人 横浜市視覚障害者団体連合会）
田之畑 有美	一般社団法人ラシク045（NPO 法人びーのびーの）
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科教授
服部 一弘	特定非営利活動法人 アニミ理事長 認定特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 理事長
八木澤 恵奈	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
和久井 真糸	市民公募

横浜市福祉のまちづくり条例・規則改正について

建築物における運用改善を目的とした「横浜市福祉のまちづくり条例（以下、条例という）」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、規則という）」の改正について、令和元年11月の福祉のまちづくり推進会議に諮り、専門委員会を発足し検討を開始しました。

令和2年度以降は、小規模建築物への対応が追加され、引き続き専門委員会で検討しています。

1 経過

令和元年 11 月	第 44 回推進会議（運用改善を目的とした規則改正及び施設整備マニュアルの改正の検討について）
令和 2 年 2 月	第 4 回専門委員会書面開催（運用改善を目的とした規則一部改正及び施設整備マニュアル改正）
11 月	第 2 回専門委員会（階段、EV 等）
12 月	第 46 回推進会議（小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応）
令和 3 年 3 月	第 3 回専門委員会（条例改正の方向性説明（小規模福祉施設等）） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【改正案の再検討】</p> <p>小規模福祉施設等の義務基準の適用対象規模について、増築・用途変更等及び新築いずれも 200 m²以上に引き上げる改正案を、増築・用途変更等の場合のみ引き上げ、新築の場合は良好なストック形成のため、引き続き規模にかかわらず義務基準の対象とすることに修正。</p> </div>
6 月～7 月	横浜市事業所管課への説明
9 月	関係団体への説明
10 月 25 日	第 1 回専門委員会 <u>条例改正（素案）説明（小規模福祉施設等）</u>

※推進会議：福祉のまちづくり推進会議

専門委員会：福祉のまちづくり推進会議専門委員会

2 資料

- (1) 関係団体説明資料 資料 3 - 1
- (2) 令和 3 年度第 1 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会で出された主な意見
資料 3 - 2

3 今後の予定

令和 4 年 専門委員会 条例改正案について（小規模福祉施設等）
 推進会議 条例改正案について（小規模福祉施設等）
 パブリックコメント開始

～横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)について～

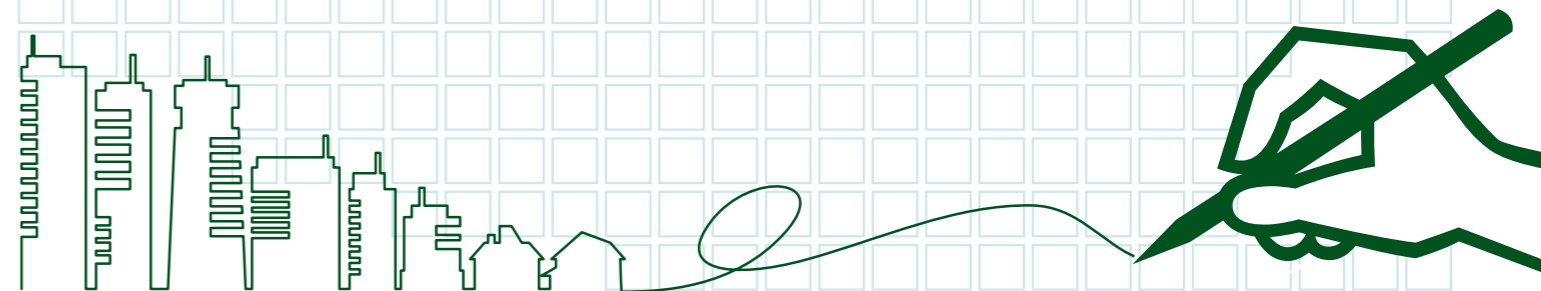
条例の対象となる建築物

建物用途	対象規模	
	事前協議対象	移動等円滑化基準対象
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(※)	全ての建築物	<現行> 全ての建築物 <改正案> 全ての建築物 (200㎡未満の増築・用途変更の場合を除く)
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(※)		
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)		
集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂		
博物館、美術館又は図書館		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全ての建築物	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合のように供するもの		
公衆便所(地方公共団体が設置するものに限る。)		
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300㎡以上の建築物	300㎡以上の建築物
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		
遊技場		
飲食店		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	全ての建築物	
学校		
集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)		
展示場		
ホテル又は旅館		
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	1,000㎡以上の建築物	1,000㎡以上の建築物
公衆浴場		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のように供されるものに限る。)		

…①の対象規模の見直し対象となるもの

※具体的な施設用途の名称(例)

建物用途	該当する施設用途
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、短期入所施設、デイサービス、小規模多機能型居宅介護など
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	放課後デイサービス、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、学童保育施設、発達障害者支援センターなど



平成15年に改正ハートビル法が施行され、バリアフリー基準への適合義務化が始まり、本市では、バリアフリー法※1の規制を強化する形で、建築物移動等円滑化基準※2を横浜市福祉のまちづくり条例※3に定め、建築物のバリアフリー化を積極的に進めているところです。

昨今、既存建築物を増築や用途変更により福祉施設へ転用するなど、既存ストックの活用ニーズが高まっており、本市においても、福祉のまちづくり条例を改正し、小規模な福祉施設等の供給を促進したいと考えています。

この度、条例改正(素案)を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

見直しの方針(具体的な改正概要は裏面をご参照下さい)

① 既存建築物の用途変更等の際に適用される基準を合理化します。

・既存建築物を増築または用途変更する場合は、新築と同様の基準を一律に適用することで改修が困難となる場合があるため、事前協議※4を通じ、施設の利用状況に応じたバリアフリー措置により、既存ストックを活用した施設整備を行いやすくすることで、バリアフリー措置のボトムアップを図ります。一方で、新築する場合は、引き続き現行基準を適用します。

② 小規模建築物へ適用する基準を合理化します。

・大規模な建築物と同等の基準を小規模な建築物に当てはめた場合に、建築主等にとって過度に負担が生じる場合もあることから、小規模な建築物に適用される一部基準を合理化することにより、施設の建築を行いやすくします。

③ 施設特性や既存建築物の実態を踏まえた事前協議を引き続き実施します。

・事前協議にあたっては、健康福祉局等の事業所管課と連携し、施設利用者・運営スタッフが円滑に利用できるよう、きめ細かに対応します。

※1 バリアフリー法とは…

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

※2 建築物移動等円滑化基準とは…

バリアフリー法に基づき規定されている「建築物特定施設」(出入口、廊下等、など)に対して定められた構造や配置に関する技術的基準です。さらに、地方公共団体は条例で基準を追加することが可能となっています。また、バリアフリー法対象建築物は、新築、増築、改築、用途変更をする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させることが必要となっており、建築確認において確認審査の対象となります。

※3 横浜市福祉のまちづくり条例(福祉のまちづくり条例)とは…

心のやさしさや思いやりを啓発(教育)する取組(=ソフト)や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める(=ハード)など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進することとして、平成9年に制定された条例です。横浜市福祉のまちづくり条例では、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準とは別に、市が指定する施設について、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に施設を利用するために必要なものの構造及び配置を指定施設整備基準として定めています。

※4 事前協議とは

福祉のまちづくり条例に基づき、指定施設の建築等を行う場合に、あらかじめ指定施設整備基準について、市と協議を行うことが必要です。

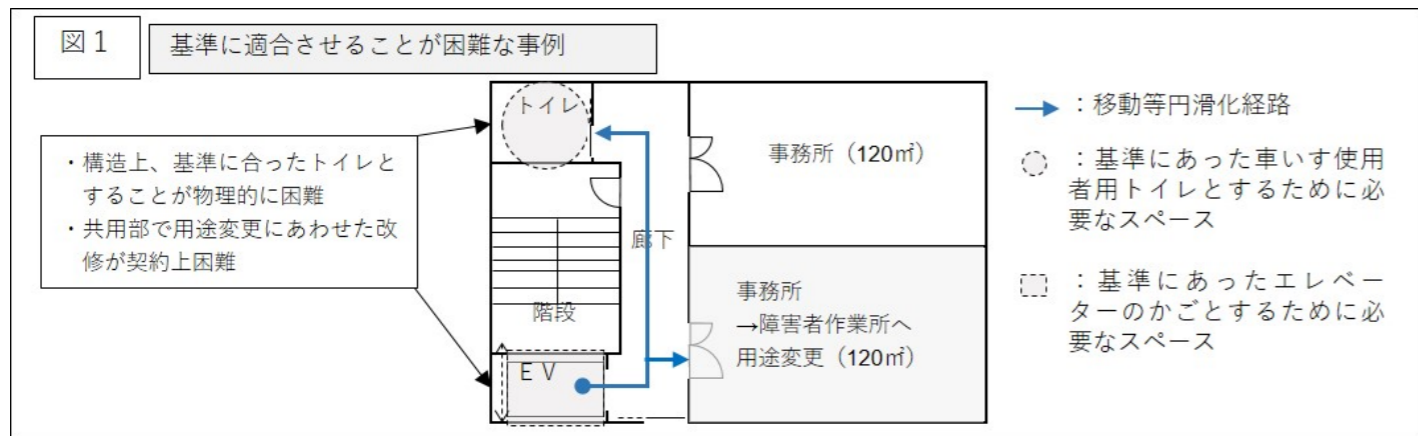
① 条例の対象規模の見直しについて(一部用途の増築、用途変更)

課題

既存のテナントビルの一部や一戸建て住宅を福祉施設(地域作業所、デイサービスなど)に用途変更する場合、トイレやエレベーターの改修等、バリアフリー対応が困難なため、計画を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案

下記用途について増築・用途変更を行う場合、当該部分の床面積の合計が200㎡以上の既存建築物に限り、適用することとします。なお、200㎡未満の増築・用途変更の場合は、引き続き事前協議を活用し、必要なバリアフリー化についてきめ細かな対応を行うことで、施設特性を踏まえた配慮がなされた小規模な福祉施設等の供給を促進します。



【対象規模を見直すもの】

- ①老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ②老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ③病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- ④集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂
- ⑤博物館、美術館、又は図書館

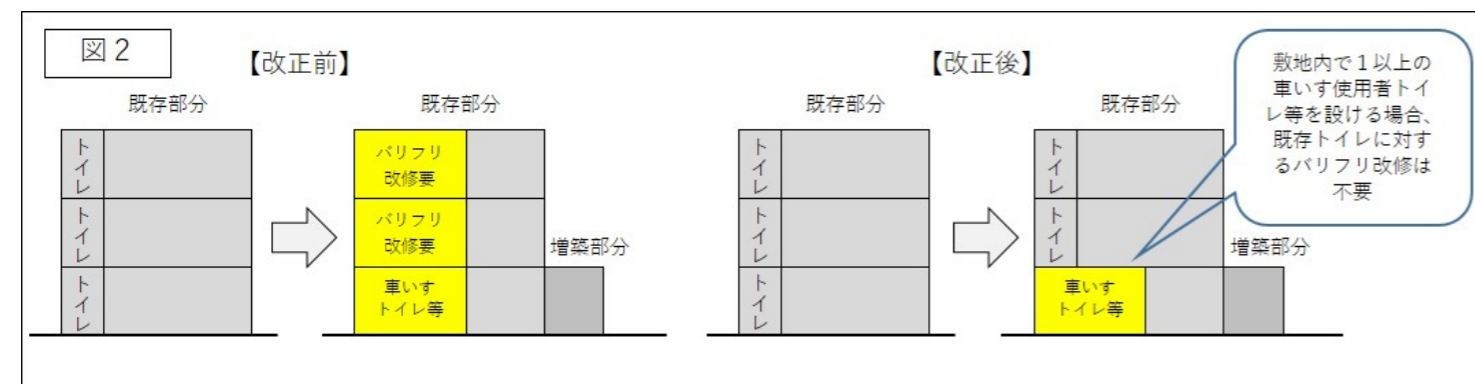
② 基準見直し(1) 既存建築物部分にあるトイレへの遡及について(増築、用途変更)

課題

現行基準では、敷地内で小規模な増築を行う場合においては、既存部分も含めたすべてのトイレの改修が必要となりますが、全ての既存トイレを改修することが困難な場合など、増築等を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案

小規模な増築又は用途変更を行う場合であって、敷地内で1以上の車いす使用者用トイレ及びオストメイト用設備等(車いすトイレ等という)を設けた場合は、その他の既存トイレに対してはバリアフリー化の改修を義務付けないこととします。
また、増築又は用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満かつ利用居室がない場合は、車いすトイレ等の設置を義務付けないこととします。
なお、引き続き事前協議を活用し、車いすトイレ等の設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



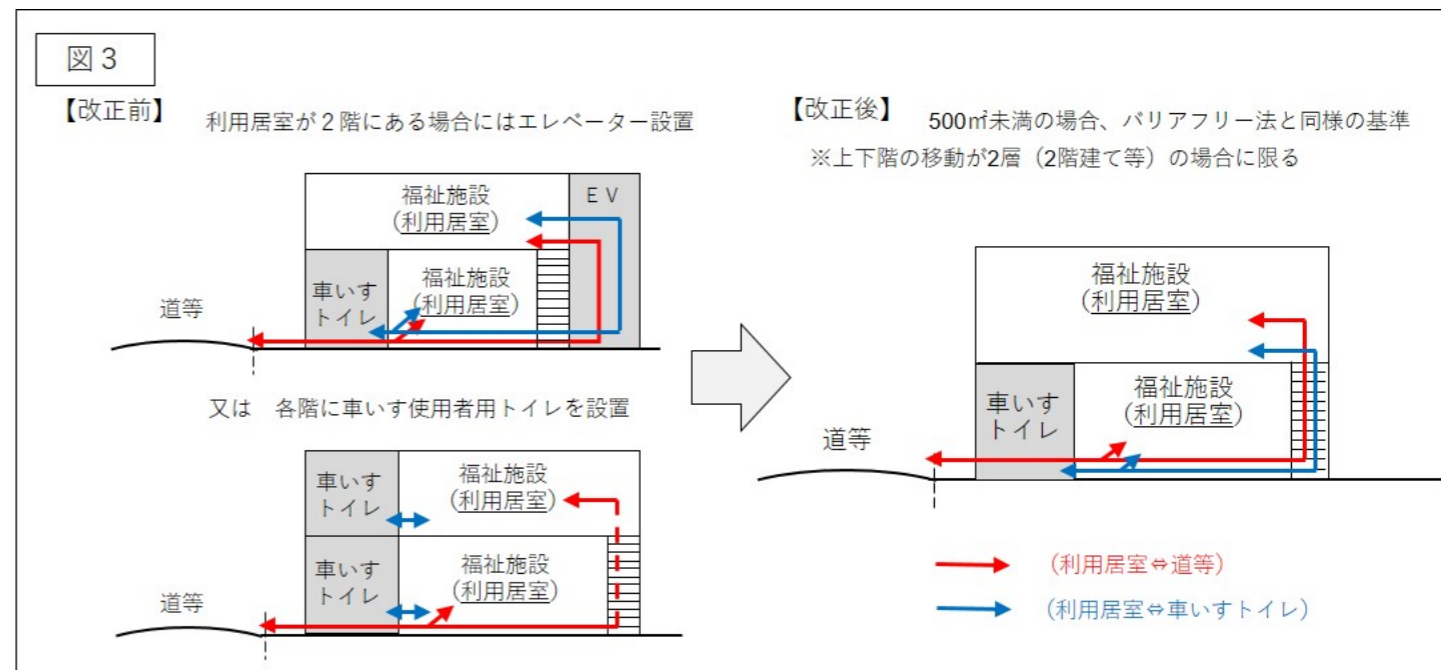
③ 基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について(新築、増築、用途変更)

課題

2階建て等の比較的規模が小さい建築物で利用居室が2階にある場合、スペースが限られているなかで、エレベーターの設置や各階に車いす使用者用トイレを設置することが困難な場合があります。

改正案

新築、増築、用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況等によりやむを得ない場合に限り、図3【改正後】のような計画を可能とします。なお、引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



④ 応急仮設建築物等の基準の適用について

課題

現行条例では、応急仮設建築物等についても、基準への適合や条例の事前協議が必要ですが、応急仮設建築物等は、極めて迅速な設置が求められるため、十分な協議時間が確保できないという課題があります。

改正案

応急仮設建築物等については、基準への適合や条例の事前協議は義務付けず、迅速な設置を可能とします。一方で、必要に応じて、応急仮設建築物等の所有者等に対し、適合状況について報告を求め、使いやすい施設となるように、段階的にバリアフリー化を誘導します。

検討スケジュール(予定)

令和3年度

福祉のまちづくり推進会議、パブリックコメント(意見募集)

令和4年度

条例改正、施行

福祉のまちづくり条例 改正項目

			条例改正	規則等改正
	大項目	小項目	概要	
0	概要	増築・用途変更の対象規模の見直し	別紙	○ ○
		増築時の既存便所への遡及	別紙	○ ○
		利用居室から車いす利用者用便房までの移動等円滑化経路	別紙	○ ○
		応急仮設建築物	別紙	○ ○
1	移動等円滑化経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
2	敷地内通路	凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	— ○
		段の手すりの端部	手すり端部の高さ基準を明確化	— ○
		手すりの形状	手すりの形状についての基準を明確化	— ○
3	駐車場	機械式駐車場	機械式駐車場の基準を追加	— ○
4	出入口	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
5	廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備	他法令で乳幼児の出入りが制限されている用途を乳幼児設備の設置の対象外	— ○
		凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	— ○
6	階段	エレベーター設置による緩和	EVが着床する部分を繋ぐ階段のみ、基準緩和の対象とすることを明確化。	— ○
7	傾斜路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
8	EV等	視覚障害者用設備	エレベーターを増築する場合も、視覚障害者用の設備基準を適用する。	— ○
		出入口の幅	出入口幅について、当該EVを使用可能な面積に応じた基準とする。	— ○
9	便所	便所の出入口幅	一般便房の出入口が直接廊下等に面する場合は、便所の出入口幅の基準対象外とする。	— ○
		乳幼児用便所の適用除外	乳幼児の体格に合わせた洗面台鏡寸法、利用実態に即した小便器前空間と	— ○
		洗面台の手すり	文言整理	— ○
		男子用便器のみの便房	男子用小便器のみの便房設置を可能とする。	— ○
10	浴室等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
11	ホテル又は旅館の客室	車いす利用者用客室内の便所	車いす利用者客室内の車いす利用者便房の基準を明確化する。	— ○
12	客席・舞台	車いす利用者用客席までの経路	客席等から舞台までの経路について基準を明確化する。	— ○
13	標識	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
14	案内設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
15	案内設備までの経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
16	視覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
17	聴覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
18	誘導設備等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
19	付帯設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
20	乳幼児用設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
21	誘導用ブロック	—	施設整備マニュアルの図等を更新	— ○
-	共同住宅	上記改正内容を反映	上記改正内容を反映	— ○
-	表示板	全面改正	基準を一本化し、適用基準を明確化する。	— ○
別表備考	共同住宅	EV幅の緩和	EVのかご幅を明確化する。	— ○
別表備考	事務所・工場・学習塾等	EV幅・奥行の緩和	EVのかご幅を明確化する。 かご奥行き寸法の緩和を廃止する。	— ○

福祉のまちづくり条例 改正項目

			条例改正	規則等改正	
	大項目	小項目	概要		
0	概要	増築・用途変更の対象規模の見直し	別紙	○	○
		増築時の既存便所への遡及	別紙	○	○
		利用居室から車いす利用者用便房までの移動等円滑化経路	別紙	○	○
		応急仮設建築物	別紙	○	○
1	移動等円滑化経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
2	敷地内通路	凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	—	○
		段の手すりの端部	手すり端部の高さ基準を明確化	—	○
		手すりの形状	手すりの形状についての基準を明確化	—	○
3	駐車場	機械式駐車場	機械式駐車場の基準を追加	—	○
4	出入口	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
5	廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備	他法令で乳幼児の出入りが制限されている用途を乳幼児設備の設置の対象外	—	○
		凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	—	○
6	階段	エレベーター設置による緩和	EVが着床する部分を繋ぐ階段のみ、基準緩和の対象とすることを明確化。	—	○
7	傾斜路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
8	EV等	視覚障害者用設備	エレベーターを増築する場合も、視覚障害者用の設備基準を適用する。	—	○
		出入口の幅	出入口幅について、当該EVを使用可能な面積に応じた基準とする。	—	○
9	便所	便所の出入口幅	一般便房の出入口が直接廊下等に面する場合は、便所の出入口幅の基準対象外とする。	—	○
		乳幼児用便所の適用除外	乳幼児の体格に合わせた洗面台鏡寸法、利用実態に即した小便器前空間と	—	○
		洗面台の手すり	文言整理	—	○
		男子用便器のみの便房	男子用小便器のみの便房設置を可能とする。	—	○
10	浴室等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
11	ホテル又は旅館の客室	車いす利用者用客室内の便所	車いす利用者客室内の車いす利用者便房の基準を明確化する。	—	○
12	客席・舞台	車いす利用者用客席までの経路	客席等から舞台までの経路について基準を明確化する。	—	○
13	標識	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
14	案内設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
15	案内設備までの経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
16	視覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
17	聴覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
18	誘導設備等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
19	付帯設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
20	乳幼児用設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
21	誘導用ブロック	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
-	共同住宅	上記改正内容を反映	上記改正内容を反映	—	○
-	表示板	全面改正	基準を一本化し、適用基準を明確化する。	—	○
別表備考	共同住宅	EV幅の緩和	EVのかご幅を明確化する。	—	○
別表備考	事務所・工場・学習塾等	EV幅・奥行の緩和	EVのかご幅を明確化する。 かご奥行き寸法の緩和を廃止する。	—	○

令和3年度第1回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会が出された主な意見

1 ①条例対象規模の見直しについて

- ・戸建住宅の改修は、ベーシックアクセスの考え方から少なくとも1階部分について道等から玄関、利用居室、トイレまでの移動等円滑化経路を確保すべきである。

2 ③基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす利用者用トイレまでの移動等円滑化経路について

- ・補助金制度は検討できないのか。
- ・新築と増築・用途変更は全く別の建築行為である。増築の対象規模は、既存建築物の規模も含めた数値にすべきである。
- ・課題が保育所であっても保育所のみ改正すると、車いす使用者は2階に上がれないことが当たり前なのだ、と子供に教えることになる。
- ・認可保育所で500㎡をやや下回る規模での計画が多いが、EV設置基準は、本当に負担である。
- ・保育所整備の際に負担になっている状況はある。
- ・500㎡という規模と、福祉施設を含む全ての用途が対象であることが問題であると感じている。③の課題では、保育所なのであれば、それに着目した見直しとすべき。

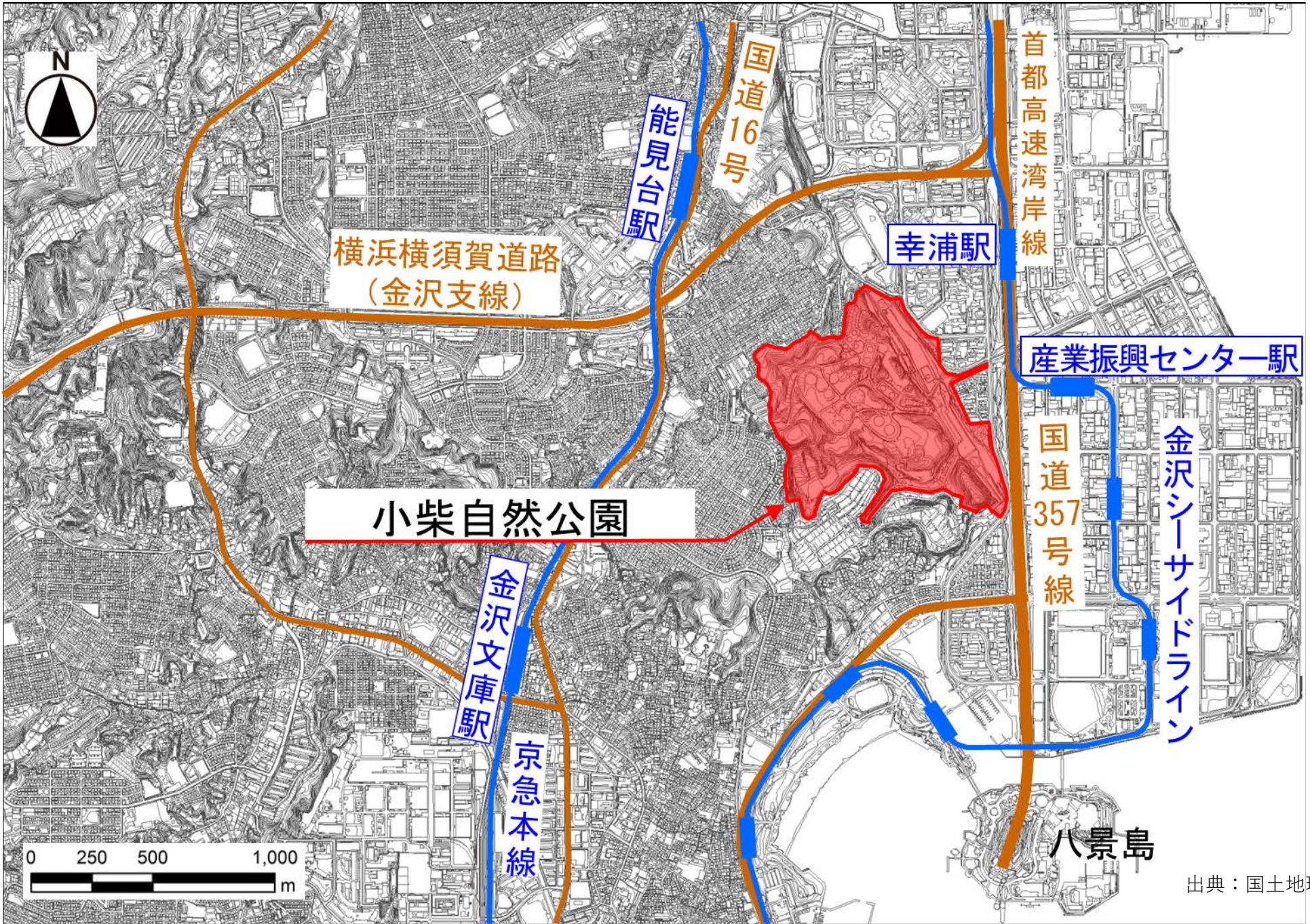
3 その他

- ・ハードでカバーできない人が来たとき、どのようにそれをカバーするのか、きちんと業者の方に自覚していただかないといけないと思うので、事業者から合理的配慮の計画書を提出させるべきである。
- ・事前協議充実の内容が明確でない。合理的配慮計画提出などを検討し、素案に明記すべき。
- ・関係団体には丁寧に説明した上で進めてほしい。

小柴自然公園の整備 —誰もが楽しめる公園を目指して—

環境創造局公園緑地整備課特別整備担当

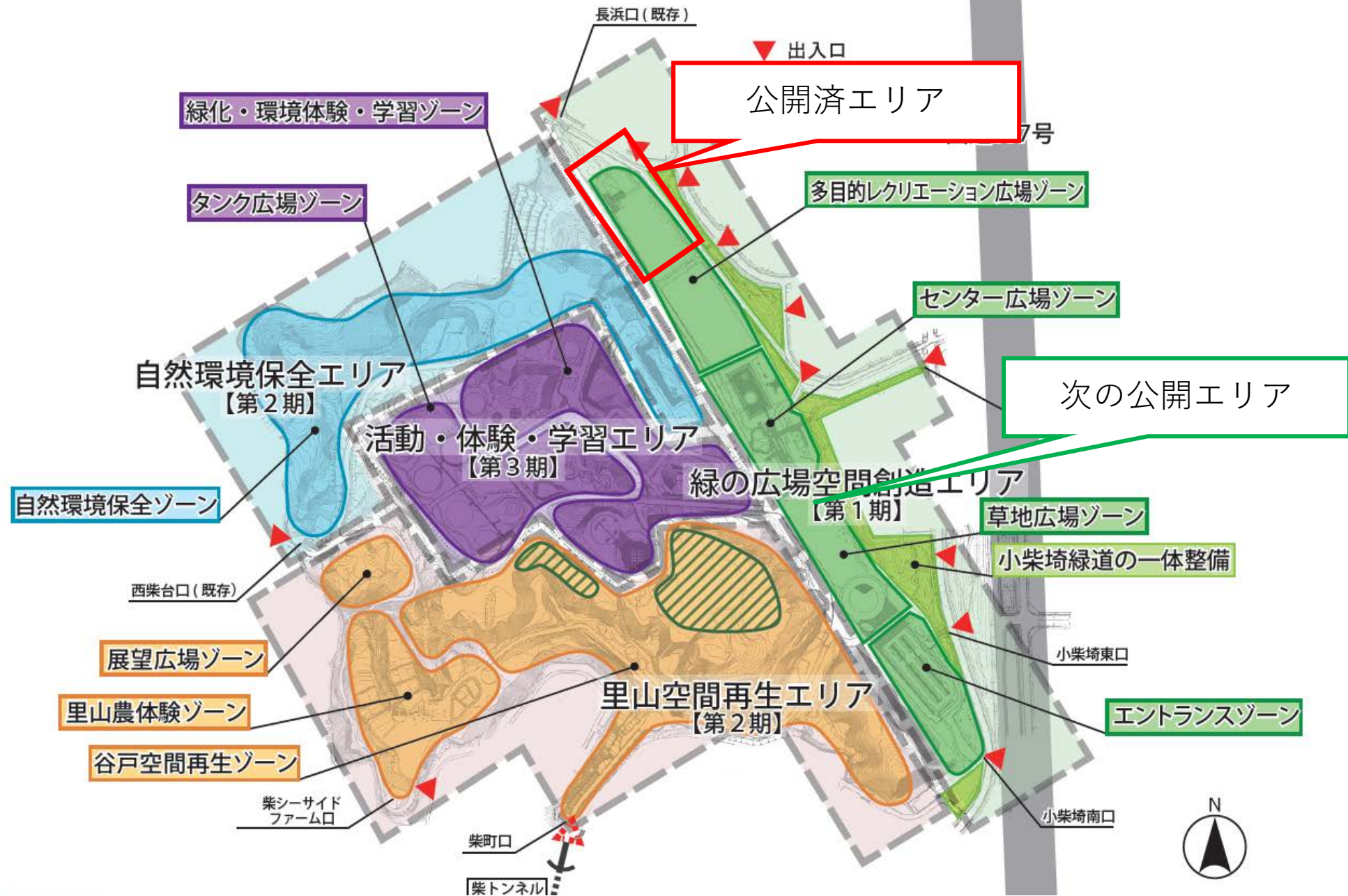




出典：国土地理院発行地形図

小柴自然公園について

- 日本海軍の基地→アメリカ軍の基地→返還（平成17年）
- 総面積約55ha（金沢動物園やこども自然公園と同じ規模）
- 整備完了は令和14年度ごろを予定
- 今年7月30日に一部を公開済み（1.5ha）
- 第1期エリア（約13ha）を令和4～5年頃開園を目指す



自然体験・学習などをメインに、個人利用だけでなく、学校の遠足などにも使われることを想定した大型公園です。

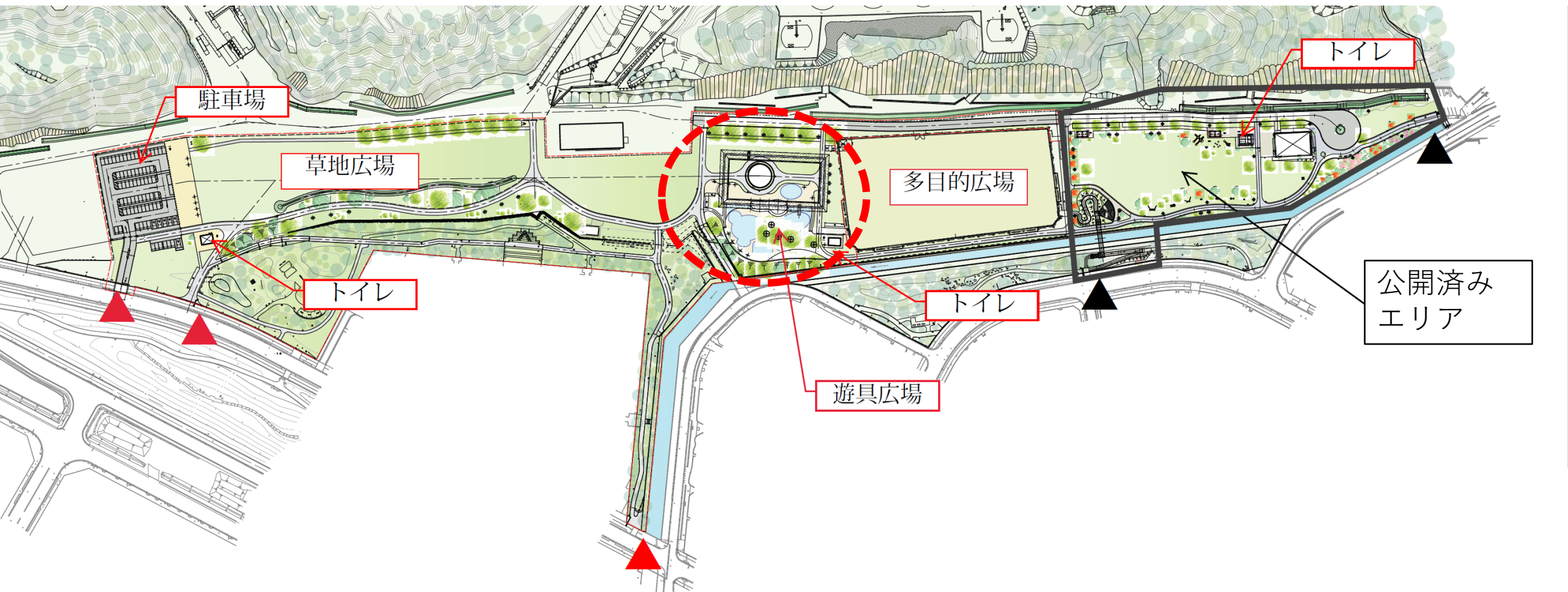






第1期エリアの平面図

※先ほどの図から時計回りに90度回転しています



南北 約1 km ほぼ平坦 (埋立地)

ヒアリングの経緯

市内で活動されている4団体からヒアリングした。

【ヒアリング団体】

横浜市総合リハビリテーションセンター、一般社団法人ラシク045、
横浜市心身障害児者を守る会連盟理事会、横浜障害児を守る連絡協議会(小学生部会)

主な意見

【遊具】	車いすのままでも遊べる遊具がほしい。
	遊具の難易度でゾーン分けすると周りを気にして遊びづらい (対象年齢より低い遊具で遊ぶこともあるため)
【広場空間】	休憩スペースや木陰が多いほうがよい。(体力を消耗しやすい子もいるため) 遊ぶ場所の中にも休憩スペースがあったほうがよい。
	クールダウンスポットは他の遊び場と距離があるほうがよい。 音の出る遊具の配置は配慮したほうがよい。(音に敏感な子どももいるため)
	周りに外周柵があったほうがよい。(子供が飛び出して行ったりする心配がないように)
【トイレ】	近くのトイレは利用できるように工夫してほしい。 大型のおむつ交換台がほしい。(車いす利用の子はおむつ利用が多いため) 着替えをできるスペースがあったほうがよい。
	鍵を二重でつけてトイレ中にドアを開けることがないようにするとよい。 順番待ちの位置が分かるように足跡マークや並ぶ列がわかるマークをつけるとよい。
【サイン】	初めての子でも遊び方が分かる案内がほしい。 文章ではなく、絵やマークなどで一目で分かる案内がほしい。

インクルーシブの考え方を導入した大型遊具広場

全てのこどもが**同じ空間**で体験や景観を**共有**できる機会を得ることができる。



公園におけるインクルーシブの考え方

- 障害の有無や性別、年齢などに属性により排除されないこと。特に公園では、障害の有無によらず利用できることに注目。
- 互いの違いを理解し合いながら、経験を共有し遊ぶ。
- 結公園（東京都世田谷区）や、秋葉台公園（横浜市）などの国内事例がある。

■ 多様なこどもが共に利用できる遊具



誰もがアクセスしやすい遊具、多様なこどもが共に利用できる遊具を積極的に導入する。



視覚・聴覚・触覚で楽しむ遊具



車椅子に乗ったままで楽しむ複合遊具

車椅子のまま一緒に遊べる遊具



スライダーウォール

サポート付ブランコ



■ 落ち着ける場所がある



様々な休憩空間、日陰空間を創出し、誰もが自分のペースで休み、居場所を見つけることができる



シェルター遊具



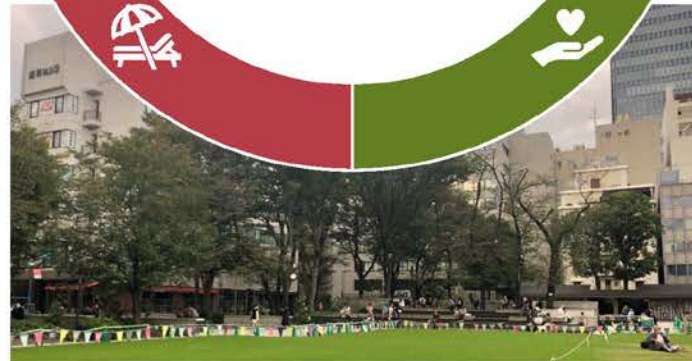
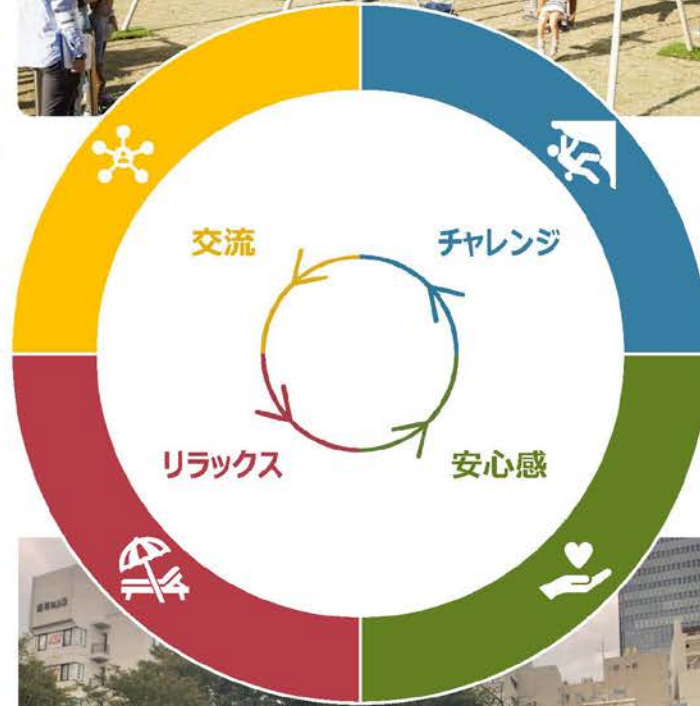
障害者の利用に配慮したトイレ



テントエリア



日陰で休めるスペース



■ 全てのこどものチャレンジを促す



難易度に幅のある遊具を取り入れ、自分にあった遊びを楽しめる。

大型複合遊具



複合遊具

こどもの行動特性に配慮した



誰でもわかりやすいサインや案内

こどもの行動特性に配慮するため、遊びの伝え方等をビジュアルで工夫し、障害と年齢に関わらず誰でも分かりやすいサインを計画する。



遊具の使い方や遊びの助けになるような内容をわかりやすく説明したサインを設置する。

順番待ちがわかりやすいように、足跡マークや色分け等を工夫する。



遊具広場のガイド動画を作成し、ホームページ等で閲覧できる



小柴自然公園 遊具広場計画案

市内の関係4団体にヒアリングを実施し、具体的な整備内容を検討した。



遊具機能に配慮したゾーニングを設定

日よけ休憩空間

- ・緑陰を設ける
- ・多様な休憩スペースを配置

小型バーゴラ

幅広のベンチ

サポートベンチ

広場周辺施設

- ・各所に水飲み
- ・駐輪場、を設置

広場舗装

- ・遊具周りはゴムチップ舗装
- ・遮熱舗装により暑さを軽減

案内サイン

- ・主要出入口に遊具配置とインクルーシブの考え方を掲示

情報共有の仕組みづくり

- ・QRコードやホームページを活用。

周囲に横断防止柵を設置

- ・子どもの飛び出防止
- ・夜間閉鎖管理が可能
- ・植栽帯 (w0.5~1.0m) 内に設置

つどいの広場

- ・遊具の中心で人が集まる
- ・シンボリックな空間

アクティブ系遊具

インクルーシブ配慮遊具

- ・夏季利用に配慮し木陰を多く配置。

インクルーシブ可動遊具

- ・可動式遊具(揺れる、回る)を同じゾーンに配置。

クールダウン スポット

トイレ

- ・多目的、男子、女子トイレを設置
- ・おむつ交換台を設置

※遊具などの写真はイメージです

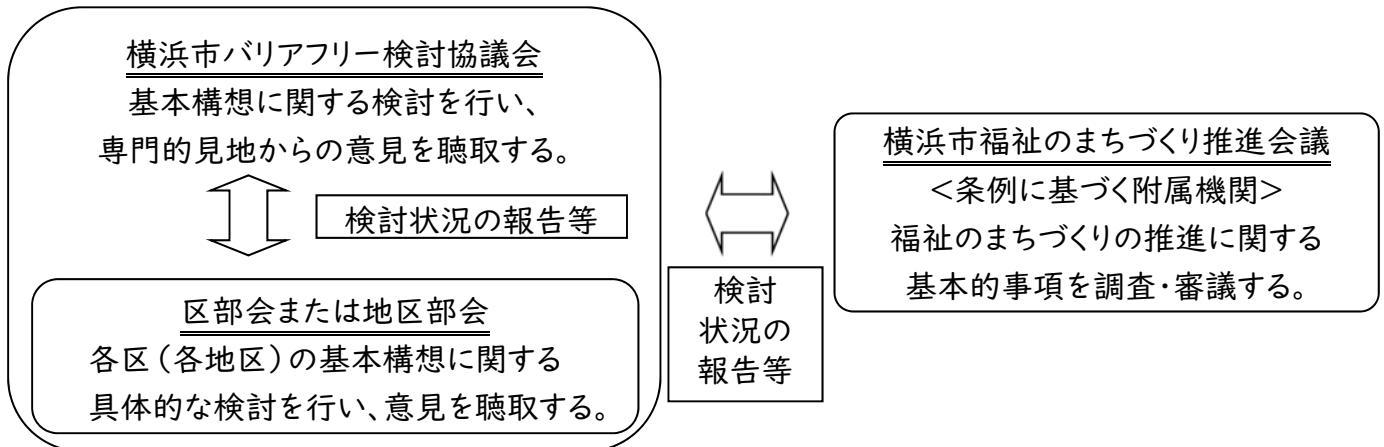
至 並木口

開園に向けて
着実に整備を進めて参ります

令和3年11月24日
福祉のまちづくり推進会議資料
道路局企画課

横浜市バリアフリー基本構想について

1 横浜市の検討体制



2 横浜市バリアフリー検討協議会について

令和2年12月18日に第11回横浜市バリアフリー検討協議会を開催しました。

【議事内容】

- ・バリアフリー基本構想の策定状況・特定事業の進捗状況について
- ・心のバリアフリーの推進について(バリアフリー法改正を受けて)

【報告内容】

- ・保土ヶ谷駅東口交通広場エレベーター新設について
- ・次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の原案(案)について

3 横浜市バリアフリー基本構想の検討状況について

令和元年度より検討を進めている磯子区(杉田駅・新杉田駅(見直し)、磯子駅・屏風浦駅、根岸駅)及び羽沢横浜国大駅周辺地区(神奈川区、保土ヶ谷区)は、今年度、基本構想の作成が完了する予定です。

令和2年度より検討を進めている中区(関内駅(見直し)、桜木町駅、伊勢佐木長者町駅、馬車道駅、日本大通り駅)及び踊場駅周辺地区(泉区・戸塚区)は、継続して基本構想の作成を進めています。

また、今年度より新たに港北区(新横浜駅(見直し)、小机駅、大倉山駅)及び緑区(中山駅、長津田駅、鴨居駅)で、基本構想の作成に着手します。

【参考】バリアフリー基本構想の策定状況

○策定済み

地区名		該当区	開始	策定	整備目標
1	関内駅周辺	中区	H15.8	H16.8	H22
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15.9	H16.8	H22
3	横浜駅周辺	西区	H16.2	H18.8	H22
4	新横浜駅周辺	港北区	H16.3	H18.8	H22
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17.6	H19.3	H22
6	戸塚駅周辺	戸塚区	H18.7	H20.5	H22
→戸塚区基本構想に統合					
7	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18.8	H20.5	H22
8	都筑区タウンセンター周辺	都筑区	H20.6	H22.5	H26
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21.4	H23.3	H27
→保土ヶ谷区基本構想に統合					
10	本郷台駅周辺	栄区	H21.7	H23.8	H28
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22.2	H23.12	H28
12	二俣川駅周辺	旭区	H22.8	H24.5	H29
13	金沢文庫駅・金沢八景駅周辺	金沢区	H22.10	H25.3	H29
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23.8	H25.3	H29
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24.7	H26.3	H30
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25.7	H27.3	R元
17	市が尾駅周辺	青葉区	H26.7	H28.3	R2
18	十日市場駅周辺	緑区	H27.7	H29.3	R3
19	戸塚区(戸塚駅(見直し)、東戸塚駅、舞岡駅)		H29.3	H30.11	R5
20	保土ヶ谷区(星川駅(見直し)、天王町駅、保土ヶ谷駅)		H29.9	H31.3	R6

○作成中

地区名		開始	策定予定
1	磯子区(杉田駅・新杉田駅(見直し)、磯子駅・屏風浦駅、根岸駅)	R元	R3
2	羽沢横浜国大駅	R元	R3
3	中区(関内駅(見直し)、桜木町駅、伊勢佐木長者町駅、馬車道駅、日本大通り駅)	R2	R4
4	踊場駅	R2	R4
5	港北区(新横浜駅(見直し)、小机駅、大倉山駅)	R3	R5
6	緑区(中山駅、長津田駅、鴨居駅)	R3	R5

※基本構想の閲覧等

策定済みのバリアフリー基本構想は、横浜市のホームページ上に公開しています。また、冊子を道路局企画課でご覧いただけます。

令和2年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

1 福祉のまちづくり条例推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（2回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（3回）
～ 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕の改正
小規模建築物における施設整備基準の検討
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（4回）
～ 令和3年3月に福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための
基本となる指針である「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～令和7年度）」（通
称：ふくまちガイド）を策定しました。



ふくまちガイド



ふくまちガイド（実践編）

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和2年度協議件数 終了件数 569 件うち適合件数 150 件（約 26%適合）

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和2年4月1日（水）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：小泉 暁美 氏（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会）
萩原 昌子（横浜市健康福祉局障害施策推進課）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 800 人

イ 福祉教育

子ども用啓発リーフレットの配布（7月中旬）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷（約 37,000 部）

市内全小学校4年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

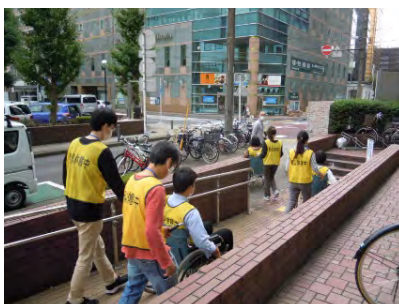
ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和2年10月28日（水） 9時15分～17時15分
2日目：令和2年10月29日（木） 9時15分～17時15分
- ② 会 場 産業貿易センター B102会議室他
- ③ 受講者 合計37名（1日目：18名、2日目：19名）
※ 受講者内訳 本市職員…35名
（うち事務14名、建築8名、土木5名、造園6名、農業1名、機械1名）
その他（市内の建築関係者）…2名
- ④ 内 容
 - ・TOTO(株)によるトイレセミナー
 - ・障害当事者講話（内部障害【オストメイト】、視覚障害）
 - ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
 - ・整備事例検討グループワーク

(写真) 当日の様子



エ 福祉のまちづくり研修会

「当事者の視点を踏まえたバリアフリーなまちづくり」

（主催：神奈川県主催、共催：横浜市、川崎市）

横浜市、川崎市を含む神奈川県下の建築関係者を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理解を深めることを目的に実施。

オンラインによる限定公開により開催（令和3年3月1日から令和3年3月3日）

【開催概要】

- ① 日 時：オンラインにより開催
（公開期間：令和3年3月1日（月）から令和3年3月3日（水））
- ② 参加者：建築関係者（建築士等）、行政職員 等
- ③ 参加者数：93名（建築関係者46名、行政職員47名）
- ④ 講演内容・講師
 - ・「当事者目線のバリアフリー設計」
吉田 紗栄子 氏（特定非営利活動法人高齢社会の住まいをつくる会 理事長／
ケアリングデザイナー一級建築士事務所 代表）

- ・「障がい当事者の日常生活からみえるバリアと求められる配慮」
講師：小野 和佳氏（自立生活センター 自立の魂 ～略して じりたま！～）
- ・「色覚の多様性とカラーバリアフリーの実践」
講師：田中 陽介氏（特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構 副理事長）

2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

・令和2年度補助台数：10台

（参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保有台数（台）	2,046	2,032	2,041	1,992
導入率（％）	72.5％	74.5％	77.6％	79.2％

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

・令和2年度は新規の補助は行っていません。

インクルーシブな
～みんなのまちは、あなたのアクションから～

ふくまちガイド(横浜市福祉のまちづくり推進指針 改定版)を策定しました!

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定し、定期的に見直しを行っています。

今回、新しい推進指針として、ふくまちガイド(横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和3年度～7年度))を策定しました。ぜひご覧ください。

■ ふくまちガイドの概要

- ・ 標題には「ふくまちガイド」といった通称を使用し、市民や事業者の皆様が親しみやすい名称としました。
- ・ 困っている人からの一方的な要望ではなく、誰もが福祉のまちづくり推進の担い手となることの重要性を伝えます。
- ・ 福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である「ビジョン(未来像)」を示します。また、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー(理念)」「①みんな違ってあたりまえ、②一緒に活動する、③まずはやってみる、④もっともっとバリアフリー」を示し、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション(行動)」で基礎知識や事例を紹介します。
- ・ 障害の「社会モデル」やSDGsといった新たな理念について記述します。

■ ふくまちガイドの配布等

- ・ 市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等で配布します。(5月中旬以降を予定)
- ・ 本市ホームページにおいてもご覧いただけます。

横浜市 ふくまちガイド で検索



ヨコハマの“ふくまち”には、
あなたのアクション(行動)が必要です!



ふくまちガイドの表紙



身近な福祉のまちづくりの例
(困っている様子の人に、
声かけをしている場面)

お問合せ先

健康福祉局福祉保健課 福祉保健センター担当課長 江原 顕 Tel 045-671-3563

9	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
本 年 度	3 億4, 492万円		1 福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉 1, 164万円 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、 動画等を活用した広報 を行います。また、2年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 （ 基準改正等、推進指針の広報 ） (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 ノンステップバス導入促進補助事業【中期】 2, 592万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（47台）
前 年 度	3 億5, 996万円		
差 引	△1, 504万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	428万円	
	市 費	3 億4, 064万円	
3 福祉有償運送事業 420万円			福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。 4 再犯防止推進計画推進事業 153万円 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。 5 地域福祉保健関係職員人材育成事業等〈拡充〉 908万円 (1) 区福祉保健センターや児童相談所等の社会福祉職・保健師に対し、経験年数に応じた階層別研修や専門職研修を実施し、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。 (2) 地域共生社会の実現を推進し、多様化・複雑化する市民の福祉保健ニーズに対応できる専門職職員を育成するために、学識経験者等のスーパーバイザーを区役所等に派遣します。 (3) 福祉保健ニーズの高まりにより、採用困難となっている専門職の職種紹介リーフレットを作成し、大学等に職種の魅力をPRします。 (4) <u>福祉保健センターの一部の訪問業務でタブレット端末の使用を検討し、業務改善を図ります。〈拡充〉</u>
6 福祉保健システム運用事業 2 億9, 255万円			
高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、法・制度改正対応等の改修を行います。			

エスカレーター「歩かず立ち止まろう」 キャンペーンに参加します！

お客さまに駅等のエスカレーターを安全にご利用いただくために、令和3年10月1日（金）から、全国の鉄道事業者51社局、4団体や空港施設、商業施設、自治体と共同で、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンを実施します。

横浜市では交通局、道路局及び健康福祉局の3局合同で本キャンペーンを実施します。

エスカレーターの歩行は転倒などの危険があるだけでなく、歩行用に片側をあける習慣は、左右いずれかの手すりにしかつかまることができないお客さまにとって危険な事故につながる場合もあります。全てのお客さまが安心してエスカレーターを利用できるよう「歩かずに立ち止まろう」「手すりにつかまろう」等の呼びかけを実施します。

【ポスターデザイン】



【概要】

1 キャンペーン期間

令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

2 実施事業者

全国鉄道事業者51社局、空港施設、商業施設、

（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、

（一社）日本エレベーター協会、（公社）東京都理学療法士協会、

横浜市、埼玉県、神奈川県、福岡県、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市

3 後援

国土交通省、消費者庁

4 キャンペーン内容

ポスターの掲出等

5 各局の主な取組

交通局 市営地下鉄駅構内でのポスター掲出

道路局 道路局所管エスカレーターでのポスター掲出

健康福祉局 市庁舎デジタルサイネージでのポスター放映

この発表は、上記実施事業者との共同発表です。（共同プレス版は別紙参照）

お問合せ先

（市営地下鉄駅エスカレーターに関すること）			
交通局 高速鉄道本部	営業課長	入江 洋二郎	Tel 045-671-3137
（道路局所管エスカレーターに関すること）			
道路局 道路部	施設課バリアフリー対策等担当課長	松本 英之	Tel 045-671-3559
（エスカレーター安全利用の取組全般に関すること）			
健康福祉局 福祉保健課	福祉保健センター担当課長	江塚 直也	Tel 045-671-3563

エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンを10月1日（金）から実施します。

エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンの実施について

お客さまにエスカレーターを安全にご利用いただくために、2021年10月1日（金）から、全国の鉄道事業者51社局・4団体や空港施設、商業施設、自治体と共同で、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンを実施します。

お客さまがエスカレーターをご利用になる際に、ご自身でバランスを崩して転倒されたり、駆け上がったリ駆け下りたりする際に他のお客さまと衝突し転倒させたりするなどの事象が発生しています。また、エスカレーターで歩行用に片側をあける習慣は、左右いずれかの手すりにしかつかまることができないお客さまにとって危険な事故につながる場合もあります。全てのお客さまが安心してエスカレーターを利用できるように、「歩かずに立ち止まろう」「手すりにつかまろう」などの呼びかけを、下記の通り実施します。

記

- 1 キャンペーン期間 2021年10月1日（金）～10月31日（日）
- 2 キャンペーン内容 ポスターの掲出（【別紙】参照）、ディスプレイ広告の掲載
※キャンペーン内容については、各社で異なります

3 共催事業者

北海道旅客鉄道株式会社	千葉都市モノレール株式会社	仙台市交通局
東日本旅客鉄道株式会社	首都圏新都市鉄道株式会社	東京都交通局
東海旅客鉄道株式会社	埼玉高速鉄道株式会社	横浜市交通局
西日本旅客鉄道株式会社	埼玉新都市交通株式会社	名古屋市交通局
四国旅客鉄道株式会社	横浜高速鉄道株式会社	京都市交通局
九州旅客鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	神戸市交通局
東武鉄道株式会社	名古屋臨海高速鉄道株式会社	福岡市交通局
西武鉄道株式会社	阪神電気鉄道株式会社	日本空港ビルテック株式会社
京成電鉄株式会社	阪急電鉄株式会社	成田国際空港株式会社
京王電鉄株式会社	京阪電気鉄道株式会社	森ビル株式会社
小田急電鉄株式会社	近畿日本鉄道株式会社	札幌駅総合開発株式会社
東急電鉄株式会社	南海電気鉄道株式会社	一般社団法人日本民営鉄道協会
京浜急行電鉄株式会社	泉北高速鉄道株式会社	一般社団法人日本地下鉄協会
東京地下鉄株式会社	北大阪急行電鉄株式会社	一般社団法人日本エレベーター協会
相模鉄道株式会社	大阪モノレール株式会社	公益社団法人東京都理学療法士協会
新京成電鉄株式会社	能勢電鉄株式会社	埼玉県
北総鉄道株式会社	神戸電鉄株式会社	神奈川県
東葉高速鉄道株式会社	山陽電気鉄道株式会社	福岡県
東京臨海高速鉄道株式会社	大阪市高速電気軌道株式会社	さいたま市
株式会社ゆりかもめ	神戸新交通株式会社	千葉市
東京モノレール株式会社	西日本鉄道株式会社	横浜市
多摩都市モノレール株式会社	札幌市交通局	川崎市
		相模原市

- 4 後援 国土交通省、消費者庁

以上

本件プレスリリースは、以下の記者クラブにお届けしております。

- ときわクラブ ○丸の内記者クラブ ○JR 記者クラブ ○国土交通記者会 ○国土交通省建設専門紙記者会
- 都庁記者クラブ ○東海交通研究会 ○静岡社会部記者クラブ ○三重県政記者クラブ ○青灯クラブ
- 近畿電鉄記者クラブ ○北海道運輸・航空記者クラブ ○横浜市政記者会 ○名古屋市政記者クラブ
- 神戸市政記者クラブ ○福岡市政記者クラブ ○福岡経済記者クラブ ○九州 JR 記者クラブ

【報道機関お問合せ先】

東日本旅客鉄道株式会社	広報部 報道グループ	TEL 03-5334-1300
北海道旅客鉄道株式会社	広報部	TEL 011-700-5731
東海旅客鉄道株式会社	広報部	TEL 052-564-2330
西日本旅客鉄道株式会社	コーポレートコミュニケーション部 報道	TEL 06-6375-8889
九州旅客鉄道株式会社	広報部	TEL 092-474-2541
西日本鉄道株式会社	広報・CS推進部広報課	TEL 092-734-1217
東京都交通局	電車部 営業課	TEL 03-5320-6076
森ビル株式会社	広報室	TEL 03-6406-6606
横浜市交通局	高速鉄道本部 営業課	TEL 045-671-3137
名古屋市交通局	電車部 駅務課	TEL 052-972-3853
神戸市交通局	総務課	TEL 078-322-5924
福岡市交通局	運輸部 営業課	TEL 092-732-4127

